

郡山市犯罪被害者等施策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 犯罪及び心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った犯罪被害者等が必要とする行政分野における支援について、保健福祉、住宅、教育等の関係各課の連携を図るとともに、相談、情報提供等の支援に係る施策を円滑に行うため、郡山市犯罪被害者等施策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。

2 この要綱において「心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) ドメスティック・バイオレンス(配偶者、恋人等の親密な関係にある者から振るわれる暴力等をいう。)
- (2) 児童虐待
- (3) 交通事故
- (4) その他心身に有害な影響を及ぼすと認められる行為(犯罪を除く。)

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等を支援するための相談、情報提供等に関すること。
- (2) 犯罪被害者等の支援に係る関係各課の連絡及び調整に関すること。
- (3) その他犯罪被害者等の支援に係る施策に関すること。

(組織)

第4条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には市民部ダイバーシティ推進課長、副会長には市民部ダイバーシティ推進課長補佐をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる課の長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市民部ダイバーシティ推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

部 局 名	課 名
総務部	防災危機管理課
政策開発部	未来創造課
市民部	市民・NPO活動推進課、国民健康保険課、市民課、セーフコミュニティ課
保健福祉部	保健福祉総務課、生活支援課、障がい福祉課、健康長寿課、地域包括ケア推進課、介護保険課、保健・感染症課
こども部	子育て給付課、こども家庭課、保育課
農商工部	産業雇用政策課
建設部	住宅政策課
教育委員会事務局学校教育部	学校管理課、学校教育推進課